

令和 3 年度検査計画（案）

令和 3 年 4 月 日
個人情報保護委員会

1. 検査実施方針

- 行政機関等に対しては、「特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則」（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）に基づき、行政機関等が保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るものなどを除く。）に記録された特定個人情報の取扱状況について、定期検査を実施する。
- 地方公共団体等に対しては、規模、過去の検査状況、定期報告の内容等を勘案のうえ選択的に検査を実施するとともに、検査項目を絞った検査を積極的に活用するなどして、多数の検査対象団体に対し、効果的かつ効率的に検査を実施する。
- 上記のほか、特定個人情報の漏えい事案等の報告、苦情あつせん相談窓口に寄せられた情報等を踏まえ、必要に応じ、随時に検査を実施する。
- 検査の実施に当たっては、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染予防の観点から、電子媒体による資料徴求、電話又はメールでのコミュニケーションなどの手法を活用したところである。令和 3 年度においては、引き続き、感染予防に十分配慮しつつ、通常の立入による手法を基本とする。

2. 検査実施予定数

行政機関等 7 件、地方公共団体等 53 件（計 60 件）

(注)本計画は、特定個人情報の漏えいその他の状況により、変更することがある。

(参考)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 29 条の 3 特定個人情報ファイルを保有する行政機関、独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則

（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 2 号）

第 2 条 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、おおむね 2 年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものを除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。